

～都税についてのお知らせ～

—都税についてのお知らせ—

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先
申込方法	主税局総務部総務課相談広報係（03-5388-2924）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申込期限	平成27年2月末までにお申込みをいただいた方には、平成27年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問い合わせ先】 主税局総務部総務課相談広報係 電話 03-5388-2924

事業主の皆様へ

従業員の個人住民税は、給与から差し引く特別徴収で！

特別徴収とは・・・

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

従業員（給与所得者）の個人住民税は、特別徴収が原則です。

東京都と都内全62区市町村では、平成26年度から平成28年度を推進期間として、オール東京で特別徴収を推進しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】

特別徴収への切り替え方法等については、従業員がお住まいの各区市町村へお問い合わせください。特別徴収推進にかかる取組については、主税局徴収部個人都民税対策課支援係（03-5388-3039）まで、お問い合わせください。



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん